別記様式第五の二の二（第九条の七関係）

備考　1　アの部分の色彩は黒色、イの部分の色彩は水色、ウの部分の色彩は白色、エの部分の色彩は黄緑色、オの部分の色彩は橙色、カの部分の色彩は緑色、キの部分の色彩は黄色とする。
2　エ、オ、カ及びキの部分には反射材料を用いるものとする。
3　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別表第二の小型二輪の項中「総排気量〇・一二五リットル以下の」を「総排気量については〇・一二五リットル以下、定格出力については一・〇〇キロワット以下の原動機を有する」に改め、同表のミニカーの項中「総排気量〇・〇五〇リットル以下又は定格出力〇・六〇キロワット以下」を「総排気量については〇・〇五〇リットル以下、定格出力については〇・六〇キロワット以下」に改める。

別図中備考を次のように改める。

備考　1　取手部については、目が見えない者（目が見えない者に準ずる者を含む。）が把持する部分（盲導犬の使用時において、当該者が確実に把持することができ、かつ、取手部から容易に外れない構造のものに限る。）を更に別に取り付けることができる。
2　胴輪部のうち盲導犬の両前肢の間を通す部分については、備えないことができる。
3　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

附　則

1　この府令は、公布の日から施行する。ただし、別記様式第五の二の二の改正規定は、平成二十三年二月一日から施行する。

2　高齢運転者標識の様式については、改正後の道路交通法施行規則別記様式第五の二の二の様式にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

府令・省令

○内閣府・国土交通省令第三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十五条第二項及び道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第四条第五項の規定に基づき、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十二年十二月十七日

内閣総理大臣　菅　**直**人
国土交通大臣　馬淵　澄夫

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和三十五年総理府・建設省令第三号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号中「専用通行帯」の下に「、「普通自転車専用通行帯」」を加える。

別表第一規制標識の部分専用通行帯の項の次に次のように加える。

普通専用通行帯 自転車 （327の4の2）	普通自転車専用通行帯の前面及び普通自転車専用通行帯内の必要な地点における左側の路端 交通法第二十条第二項の道路標識により、車両通行帯の設けられた道路においては、普通自転車が通行しなければならない車両通行帯（以下この項において「普通自転車専用通行帯」という。）を指定し、かつ、軽車両以外の車両が通行しなければならない車両通行帯として普通自転車専用通行帯以外の車両通行帯を指定すること。

別表第一補助標識の部分駐車余地の項中「自動車」を「車両」に改める。